

第18回 監視専門調査会議事録

1 日 時 平成25年5月31日（金） 15：00～15：55

2 場 所 内閣府本府3階特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	安部 由起子	北海道大学大学院教授
同	大谷 美紀子	弁護士
同	末松 則子	三重県鈴鹿市長
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

4 議事次第

- 1 開会
- 2 委員挨拶
- 3 会長代理の指名について
- 4 今後の審議の進め方について
- 5 女子差別撤廃条約、女子差別撤廃委員会等について
- 6 監視専門調査会運営規則の一部改正について
- 7 ワーキング・グループの設置等について
- 8 閉会

5 配布資料

資料1 監視専門調査会委員名簿

資料2 男女共同参画会議専門調査会の今後の調査方針について（平成25年4月26日男女共同参画会議決定）

資料3-1 女子差別撤廃条約について

資料3-2 女子差別撤廃委員会への報告について

資料4 監視専門調査会における当面のスケジュール（案）

資料5 監視専門調査会運営規則の一部改正について（案）

資料6 ワーキング・グループの設置等について（案）

資料7 第3次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向

参考資料1 第3次男女共同参画基本計画（監視関係部分抜粋）

参考資料2 男女共同参画会議における監視の実施方針（平成13年10月3日男女共同参画会議決定）

参考資料3 政府に求める今後の取組事項について（平成25年4月26日男女共同参画会議決定）

参考資料4 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「防災・復興における男女共同参画の推進」について）（平成24年12月男女共同参画会議監視専門調査会決定）

参考資料5 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月）

6 議事録

○三上調査課長 それでは、ただいまから男女共同参画会議監視専門調査会を開催いたします。

私は、調査課長の三上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

監視専門調査会は、一昨年4月に第1回が開催されまして、今回、第18回目を迎えております。委員改選後初めての会合となります。

本調査会の会長につきましては、男女共同参画会議議長である内閣官房長官から、改選前に引き続きまして、鹿嶋議員が指名されております。議事進行上の都合によりまして、会議冒頭しばらくの間は、私、三上が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

まず初めに、森男女共同参画担当大臣から御挨拶申し上げます。森大臣、よろしくお願ひいたします。

○森内閣府特命担当大臣 内閣府特命担当大臣で男女共同参画を担当しております、森まさこでございます。

本日は、鹿嶋会長を初め、皆様、お忙しいところを監視専門調査会に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、委員の就任を御快諾いただき、感謝いたします。

先般開催された男女共同参画会議の決定においては、本専門調査会の今後の調査方針として2つのテーマが掲げられています。

1点目は、防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況のフォローアップです。

安倍内閣では、東日本大震災からの復興について、閣僚全員が復興大臣であるという意識を共有し、復興の加速化に取り組んでいます。東南海地震を初めとする今後の自然災害への備えにも万全を期さなければなりません。

この専門調査会では、昨年12月、防災・復興をテーマとして意見を取りまとめたいただきました。防災・復興のあらゆる場面における男女共同参画を進めるため、引き続き政府の取組状況をフォローアップいただくよう、お願ひをいたします。

2点目は、女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視です。

女子差別撤廃委員会には、来年夏に政府報告書を提出できるよう準備を進めておりますが、報告の内容が意義あるものとなるよう、委員各位の豊富な知見を糾合し、意見のお取りまとめをお願ひします。

御多忙のところ、厳しい日程になろうかと存じますが、皆様の活発な御議論をお願ひ申し上げます。私の御挨拶にかえさせていただきます。

- 三上調査課長 ありがとうございます。森大臣は、公務のため、ここで退席されます。
- 森内閣府特命担当大臣 よろしく願いいたします。

(森内閣府特命担当大臣退室)

- 三上調査課長 本日、委員改選後初めての会合となりますので、監視専門調査会について簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

監視専門調査会は、男女共同参画会議の議員のうち、議長であります内閣官房長官から監視専門調査会に属すべき方として指名いただいた2名の議員、鹿嶋議員と宗片議員でございます。

それから、内閣総理大臣から専門委員として任命いただき、内閣官房長官から同じく監視専門調査会に属すべきとして指名いただいた8名の専門委員、合わせて10名で構成されてございます。

冒頭申し上げましたとおり、会長につきましては、男女共同参画会議の運営規則により議長が指名するとされておりまして、改選前に引き続き鹿嶋委員が指名されてございます。

委員の皆様の学識、御経験を十分に御審議にいかさせていただきますようお願いを申し上げますとともに、私ども事務局も全力でお手伝いをさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、鹿嶋会長にお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

- 鹿嶋会長 今、三上課長から紹介がありました鹿嶋でございます。引き続き監視専門調査会の会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回、委員の改選後初めての会合で、新たに委員になられた方もおられますので、まず、私から自己紹介を申し上げ、引き続きまして、委員の皆様からも自己紹介を兼ねて御挨拶をいただければと思っております。

順番につきましては、資料1の50音順でお願いいたします。皆さん、私も含めてですが、座って挨拶いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

改めて、鹿嶋でございます。

2005年3月31日まで日本経済新聞社に勤務しておりまして、4月1日から実践女子大学に移り、教鞭をとっております。4月1日が誕生日ですので、全然休みがなく、切れ目がなく仕事をしております。

私は、監視専門調査会は大分長いのですが、監視専門調査会というのは、PDCAサイクルのCの部分とAの部分で、いわゆる男女共同参画基本計画に盛り込まれている中身、内容についてフォローアップをし、更なる課題があれば男女共同参画会議で提言をし、意見決定をしていただいて更なるアクトにつなげていくというミッションを担っております。

大変重要な責務だと私は自負しておりますし、時には政府に対してかなり厳しい提言もせざるを得ないような立場にあるということで、この委員会を進めていきたいと思ってお

ります。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、安部委員、からどうぞ。

○安部委員 北海道大学の経済学研究科の安部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

専門は労働経済学でして、日ごろは統計データを一生懸命見つめております。私の最近の関心事は、女性の就業にどういう地域差があるかということでございまして、「地方」という言い方はよくないかもしれませんが、いろんな地方について本当に知りたいことがたくさんありますので、この機会に是非皆様に御指導いただければ幸いでございませぬ。

それほど多くの知識があるとも思えないのですが、精いっぱいやらさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○末松委員 皆様、こんにちは。三重県鈴鹿市から参りました、鈴鹿市長の末松則子と申します。

今回、初めて御指名をいただきまして、このような大役を果たせるのかどうか、少し不安で参りましたが、何分初めてのことでございませぬし、まだ若輩者でございませぬので、色々な意味で御指導いただければと思っております。

鈴鹿市は、よく御存じかと思ひますが、モータースポーツの町でございまして、ことしからF1もまた5年継続開催ということになりました。モータースポーツ都市宣言もしている町でございませぬけれども、昨年12月に男女共同参画都市宣言もさせていただきまして、しっかりと今、男女共同参画の取組をさせていただいているところでございませぬ。

ここでの経験を更に地元に戻っていかせるように、頑張つてまいりたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○二宮委員 北九州市立大学の二宮でございませぬ。

監視専門調査会は、第1回目から出ささせていただいておりますので、その意味で引き続きということになりますが、初心を忘れずに謙虚な気持ちでこの場に臨ませていただきたいと思っております。

大学では、国際法という科目を担当してございまして、実際に国連開発計画の人間開発報告書の日本語訳の監修等の作業をさせていただいている縁で、この場に来させてもらう機会を設けさせてもらひました。

私の大学は九州にあるのですけれども、実際、学生の声等を色々この場でも反映させていければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣岡委員 廣岡守穂と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

中央大学の法学部で教鞭をとつてございまして、今年、もうじき62歳になります。そろそろまとめていかなければならないと思っております、3部作の本をまとめる予定です。今、第2作目を鋭意執筆中であります。

実は詩を書いたり小説を書いたり作詞したりするのが好きでありまして、YouTubeの全部

平仮名で「こころざしをください」で検索していただくと、私の作った歌がございます。

いい年齢になりましたので、人生を最後、収穫を刈り取るようなつもりで楽しんでいきたいと思っているところです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松下委員 静岡市女性会館の松下と申します。よろしくお願いいたします。

力不足は十分承知の上なのですけれども、また今回もお引き受けして、改めてきちんと発言させていただきたいと思っています。

私のいる女性会館では、指定管理者制度というものが7年前に導入されまして、それ以来、私の所属するNPOが指定管理者となって運営しております。課題解決型事業等のサポート事業にこれから力を入れて、ここ数年取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

○宗片委員 特定非営利活動法人イコールネット仙台の代表理事をしております、宗片と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの団体は、男女共同参画をテーマに幅広い活動に取り組んできておりましてもう10年になります。特に防災、災害復興については、大変重要なテーマと捉えておりまして、震災前から取り組んできておりました。

震災が発生してからは、避難所や仮設住宅において、女性に対する支援活動を続けてきております。その間に宮城県内の3,000人の女性たちを対象にした調査や、40人の具体的な女性たちの聞き取りなども行いながら、そこから見えてくる女性たちの課題の解決に向けて、今、取り組んでいるところです。

再来年の2015年に、仙台市で国連防災世界会議が開催されることが決定いたしました。そういった意味でも、女性の視点で防災、災害復興を考えるという、そういった情報も含め、取組も是非発信していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大谷委員 大谷美紀子と申します。

弁護士で、実務では家族法、特に離婚や子どもの問題を中心に扱っております。また、学問的には国際人権法をずっと研究させていただきまして、その関係の活動も続けております。日本弁護士連合会では、男女共同参画推進本部の委員をずっと務めさせていただいており、また、国際法曹協会という世界で最もたくさん各国の弁護士会、弁護士が集まった法曹団体がございますが、そこで現在、女性弁護士グループの共同議長をさせていただいております。

そうしたことで、法の分野、司法の分野、特に家族の問題、あるいは国際人権法の観点から、こちらの監視専門調査会でお力になればと思ひまして、また今期、引き受けさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局からも自己紹介をお願いいたします。

○清水内閣府審議官 男女共同参画関係を担当させていただいております、内閣府審議官の清水でございます。

色々と御指導賜りながら、事務局としてお手伝いさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○佐村局長 昨年9月から男女共同参画局長を務めております、佐村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○別府審議官 昨年12月から男女共同参画担当の官房審議官をしております、別府と申します。よろしく願いいたします。

○木下総務課長 総務課長をしております、木下でございます。いつも大変お世話になっております。どうぞまたよろしく願いいたします。

○小林推進課長 推進課長の小林でございます。よろしく願いいたします。

○金子推進官 国際担当の推進官をしております、金子でございます。よろしく願いいたします。

○中野渡補佐 調査課の課長補佐をしております、中野渡と申します。この監視専門調査会の事務局を担当しております。委員の皆様には、大変お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

○三上調査課長 改めまして、調査課長の三上でございます。よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から、監視専門調査会の運営規則について、説明をお願いします。

○中野渡補佐 それでは、本専門調査会の運営規則について、御説明をさせていただきます。

お手元にピンクの分厚いファイルがございますけれども、こちらを開いていただきますと、最初に運営規則がとじ込まれております。

もう一冊、卓上に「参考資料」と書かれた緑のファイルもございます。このピンクのファイルと緑色のファイルでございますが、専門調査会での御議論のための基本的な資料をとじ込んだものでございます。毎回、事務局で卓上に御用意をさせていただきますので、恐れ入りますが、これらのファイルについてはお持ち帰りにならないようお願いを申し上げます。

戻りまして、ピンクの紙ファイルの「監視専門調査会運営規則」でございます。

本日の議題の中には「監視専門調査会運営規則の一部改正について」もございますが、こちらは、現行の運営規則になっておりまして、平成23年4月15日の監視専門調査会第1回会合で決定されたものでございます。時間の関係もございますので、かいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、第1条は調査会の運営、第2条は調査会の招集で、第3条が調査会の欠席についての規定でございます。

第4条が、議事についてです。

まず、1項では、調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、開くことはできないと規定されております。ただし書きにおきまして、過半数の委員が出席しない場合であっても、会長が調査会の議題等により必要があると認めるときには、開くことができるとしております。

2項は、議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には会長が決することとしております。ただし書きで、委員の過半数が出席しないで開かれた調査会、これは4条1項ただし書きの規定により開かれた調査会になりますが、この調査会では議決ができないという規定になっています。

5条は、会議の公開についての規定でございまして、調査会は原則公開となります。

6条が議事要旨についてでして、こちらは毎回の調査会の後に速やかに議事要旨を作成して公表することとしております。

7条は、議事録についてです。こちらは、出席した委員に諮った上で公表することとしております。

8条が、会長代理についての規定になります。会長は、あらかじめ会長代理を指名し、会長に事故があるときには、会長代理が職務を代理することとしております。

9条は、雑則として、この規則のほかに必要な事項というのは、会長が定めるということとしております。

運営規則については、以上でございます。

○鹿嶋会長 ただいま説明がありました運営規則の第8条ですが、会長が会長代理を指名することになっております。会長代理につきましては、恐縮ですが、専門委員としての経歴も長い廣岡委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、廣岡委員、どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、第3次男女共同参画基本計画の関係部分、4月26日に開催されました男女共同参画会議の決定等について、事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 まず初めに、第3次男女共同参画基本計画における監視専門調査会の関係部分について、御説明をさせていただきます。

第3次基本計画でございますけれども、平成22年12月に閣議決定されたものです。この3次計画の全文につきましては、先ほどのピンクのファイルにとじ込んでありますが、ここでは、本日の配布資料のうちの参考資料1を御参照いただければと思います。

第3次基本計画につきましては、第1部、第2部、第3部の3部構成となつてございまして、第1部で基本的な方針、第2部で、15の重点分野を掲げて平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と、27年度末までに実施する具体的な施策を記述してございまして、第3部では、取組を総合的かつ計画的に推進するための推進体制を記述しているところでございます。

この参考資料1になりますけれども、まず、第1部の基本方針の中で、基本計画策定に

当たっての基本的な考え方が述べられておりますけれども、その中で基本計画を実効性のあるアクション・プランとするために、達成状況について定期的にフォローアップを行うということが述べられております。

また、この第1部の1の③では女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するなどして、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図ることが述べられております。

また「3 今後取り組むべき喫緊の課題」では、第3次基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図ることが述べられております。

第2部は、15の重点分野ごとに具体的な施策を述べている部分でございますけれども、この中で第15分野が「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」でございまして、この中で「女子差別撤廃条約等の積極的遵守」という記述がございます。

ここでは、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会の最終見解等の国内施策における実施・評価・監視体制を強化することが述べられております。

「第3部 推進体制」では、第3部の2の「(1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化」ということが書かれておきまして、男女共同参画会議におきまして、第3次基本計画の施策の進捗状況等を定期的に監視する、また、必要に応じて取組の強化を働きかける、それで、その監視結果については広く公表することが書かれております。

(2)におきましては、女子差別撤廃条約に基づく我が国の第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応に関して、男女共同参画会議においてその進捗状況を監視することが記述されております。

続きまして、本調査会のこれまでの取組を御説明をさせていただきます。資料がまた別なものになって恐縮でございますけれども、ピンクのファイルに戻っていただきまして、運営規則から3枚めくっていただいた後に、監視専門調査会のこれまでの開催状況という資料がございますので、こちらを御参照ください。

監視専門調査会は、平成23年4月に第1回会合が開かれております。それまでの監視・影響調査専門調査会を改編したものでございまして、まず、第1回会合が開かれた次の会合、平成23年5月の会合におきましては、女子差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップを求められた事項で、暫定的特別措置と民法改正について関係府省からヒアリングを行っております。

平成24年7月になりますけれども、ここでは「雇用・セーフティーネットの再構築」「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」、この2つのテーマにつきましては、3次計画において今後取り組むべき喫緊の課題とされているところですが、これらについての意見を取りまとめてございます。

裏面にまいりまして、平成24年9月には、女子差別撤廃委員会から追加的情報提供を求

められておりました民法改正に関して、法務省からヒアリングを行っております。

さらに、平成24年12月には、防災・復興における男女共同参画の推進についての意見を取りまとめてございます。この防災・復興についての意見は、本日の議題とも関係しますので、本日の配布資料の中の参考資料4で配布をさせていただいております。

次に、資料2を御覧ください。

こちらが、4月26日に開催されました男女共同参画会議の決定でございまして、専門調査会の今後の調査方針について決定されたものでございます。

監視専門調査会につきましては、先ほど森大臣が挨拶の中で述べられていたとおり、1点目として、防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について、引き続きフォローアップを行うということ、2点目として、女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視を行って、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行うということが決定されています。

以上でございます。

○鹿嶋会長 監視専門調査会の役目等にも触れていただきましたので、色々と御理解いただけたと思うのですが、もう一つ、今の説明にありましたように、この専門調査会に求められている事項の一つに、女子差別撤廃委員会の見解の対応状況を監視して意見を取りまとめるということがございます。

この関係で、女子差別撤廃委員会の最終見解の概要と次期定期報告の準備につきまして、事務局から説明をお願いします。

○金子推進官 それでは、御説明をいたします。

先ほど中野渡から御説明しましたように、これまでの女子差別撤廃委員会の報告に関しましては、この専門調査会におきまして御議論いただいた上で提出をしておりますので、既に内容について御承知の方もいらっしゃるかとは思っておりますけれども、新しい報告の審議の最初ということでございますので、改めておさらいをさせていただければということでございます。

資料3-1をまず御覧いただければと思います。

まず、この女子差別撤廃条約というのが何かということについて御説明をしたいと思います。「2. 条約の概要」のところでございますように、政治的、経済的、その他あらゆる分野において女性に対する差別を禁止する、そのために、この条約を締結した国については、立法その他の必要な措置をとらなければいけないというのが、一言で言いますと、この条約の中身ということでございます。

この条約は、我が国が批准したのは1985年でございます。条約を批准するに当たりましては、条約に矛盾するような国内法があってもいけませんし、条約の履行を担保するような法律というのも整備しなくてはいけないということで、例えば、男女雇用機会均等法を制定したり、国籍に関する法律を改正したりといったことが、この批准に際して進められたということでございます。

条約の内容については、6ポツのところできっと目次だけ見ていただくような感じになるかと思いますが、先ほど申し上げたような政治的なものや、教育、雇用等に関する様々な分野について規定がされているということが、この目次を見ただけでもお分かりいただけるかと思いますが。

次のページ、7ポツのところに、これまでに定期報告をどういうふうに出してきたかということを書き表形式で書いてございますけれども、これまでに、定期報告としましては6回報告をし、その後、近年は定期報告の間にフォローアップの報告というのを求められるようになりましたので、それを2回というふうに出しているところでございます。

この近年の報告とそれに対する審査の結果のやりとりというのを次に御説明したいのですけれども、資料3-2を御覧いただければと思います。

定期報告を既に6回提出しましたということをお知らせしましたが、6回報告に対する審査が行われたのは、平成21年、2009年でございます。このとき7月に審査がされまして、翌8月に最終見解というのは、その審査結果、委員会からの勧告内容ということだと御理解いただければと思いますけれども、送付をさせていただきます。

その内容につきましては、1枚めくっていただいて2ページ目のところ、別添1でございますけれども、概要を記載してございます。

2ポツのところは勧告内容ということでございますけれども、定期報告に関しましては、先ほど御覧いただいた条約の条文に沿った形でそれぞれどういったことを我が国が取り組んできたかということをお知らせし、その条文の順に沿って審査をいただくということになりますので、条約の内容が多岐にわたっていることも反映して、勧告の内容というものもこれだけ多岐にわたるのだということでございます。

この勧告の内容に関しまして、もう一つ付け加えさせていただきますと、勧告をいただきましたのが2009年ということでございますので、翌年の2010年、平成20年に策定されました現行の基本計画は、この勧告の内容をできるだけ反映させる形で策定されているということでございます。

もう一つ、この最終見解のところで「3. フォローアップ」と書いてございます。これは委員会の考えとして、その該当国に対して、この分野を進めるというのが女性の権利を推進していく上で重要である、あるいは比較的短期間で成果が見られるのではないといった観点を考慮しながら選ぶと聞いておりますけれども、我が国に関しては、2ポツ(3)のところでございますが、婚姻適齢等の民法の改正について、もう一つは同じく2ポツ(8)のいわゆるポジティブ・アクションに関して、2年以内にフォローアップ報告をまとめてくださいということが2009年の最終見解の中で求められていたということでございます。

また最初のページに戻っていただきまして、その後のフォローアップ報告の提出状況ということでございますけれども、2年後の2011年8月に、先ほどの2つの項目について、フォローアップ報告を提出して、同じ年の10月に委員会の審査結果として見解が送付されているということでございます。

見解の概要というのをあわせて書いてございますけれども、まず、暫定的特別措置、ポジティブ・アクションにつきましては、基本計画を策定してそれに基づいた取組というのを進めているということを報告したわけでございますけれども、評価としては、委員会の勧告が履行されているという評価をいただき、次回の定期報告、来年7月が期限となる定期報告において、その成果等について改めて報告をしてくれということになりました。

民法の改正については、2010年の通常国会におきまして法案を提出すべく、事務方としては準備をいたしまして、最終的には国会提出にはいたらなかったわけでございますけれども、その後も国民の理解を得るための広報活動等を続けているという内容の報告をいたしましたところ、評価として部分的に履行されていると、政府が法案の準備をしたということが評価されたということでございます。その勧告の内容として、更に1年後にもう一度報告をしてくださいということになったということでございます。

1年後と勧告をいただいたものですから、昨年11月になりますけれども、民法改正について、改めて追加的な情報提供という形で報告をしております、現在その審査結果を待っているところです。次回の7月に予定をされている委員会で審査をされるはずであると聞いておりますので、審査結果等を我々が受け取りましたら、委員の皆様方にも御報告はさせていただきますと思っております。

「2. 今後の予定」と書いてございますけれども、先ほど来申し上げております、来年7月が定期報告の審査の期限ということでございますので、引き続き御審議のほどよろしくお願ひしたいということでございます。

あと、条約の全文やこの委員会からいただいております最終見解も含めた一連のドキュメントについては、これを踏まえた形で定期報告を取りまとめなければいけないということでございますので、ちょっと分量が多くなってしまいましたけれども、全文添付をさせていただきます。お時間のあるときにお読みいただければ、幸いです。

私からの説明は、以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて、本専門調査会の今後の審議の進め方等について、事前に私と事務局で相談して資料を用意しておりますので、それについて説明してください。

○中野渡補佐 それでは、資料4を御覧ください。「監視専門調査会における当面のスケジュール（案）」と表題に書かれた資料でございます。

こちらは、当面のスケジュール（案）として、会長と御相談をさせていただいた上で、用意をさせていただいたものでございます。先ほど説明がございました資料3-2にもございましたとおり、女子差別撤廃委員会の次回の定期報告は来年7月までの提出を求められているということでございまして、それまでに政府部内におきまして、報告書の案を作成し、英訳作業等を行うということになっております。

その過程におきまして、監視専門調査会から意見を出していただきまして、政府が作成する報告にこれを取り入れていくという関係から、本調査会での意見の取りまとめは、本年11月上旬をめどとして設定をしております。

意見の取りまとめに至る今後の審議スケジュールでございますけれども、まず、第1回目が今回でございますが、第2回、次回の6月24日の会合におきましては、有識者ヒアリングとして、本件に関心のあるNGOの方から、本件に関する問題意識等を聴取してはどうかということを考えてございます。

具体的には、女子差別撤廃委員会への政府報告につきまして関心を持つ団体のネットワークである日本女性差別撤廃条約NGOネットワークの方から意見を聴取してはどうかと考えています。

また、次回までに、前回報告に対する委員会の最終見解での指摘事項について、関係府省の現在までの対応状況を事務局で取りまとめた上で、それを調査会に報告させていただきたいと考えています。

その後、7～9月にかけては、最終見解の対応状況につきまして、関係府省ヒアリングを3回に分けて実施してはどうかと考えてございます。このうち9月の下旬に予定している会合でございますけれども、最終見解の中では女性に対する暴力に関する部分がかかなり多いわけですが、これらの部分についてのヒアリングを、この分野につきまして専門的な知見を有している「女性に対する暴力に関する専門調査会」と合同で開催してはどうかということを考えてございます。

なお、これに関しては「女性に対する暴力に関する専門調査会」での御了解が得られるということが条件になってございます。こちらのほうの調査会は6月3日に開催されるということでございまして、日程につきましても、まだ最終的な調整ができておりませんので、可能であればこの時期に開催したいということで、仮に設定させていただいております。

その後、10月に意見取りまとめの検討のために会合を開催しまして、11月に取りまとめのための会合というスケジュールを提示させていただいております。

このように月1回ないしは2回というタイトなスケジュールになっておりますけれども、政府報告の提出期限が決められており、この作成過程におきまして適切に意見を反映させていく必要があることから、このような日程としてございます。

続きまして、次は女子差別撤廃委員会の関係とは離れますけれども、今度は資料5と資料6について、御説明をさせていただきます。

先ほど御説明いたしましたけれども、4月26日の男女共同参画会議では、監視専門調査会の取組事項として、この女子差別撤廃委員会の関係と、もう一つ、防災・復興における男女共同参画の推進についてのフォローアップをするということが決められてございます。こちらに関するものが資料5と6になります。

まず、資料5が、これは現行の「監視専門調査会運営規則の一部改正について（案）」というものでございます。資料6は「ワーキング・グループの設置等について（案）」ということになっております。

まずは資料5でございますけれども、こちらは監視専門調査会にワーキング・グループ

を設置することができるように、運営規則の一部改正というものを提案してございます。

現行の運営規則は、冒頭に御説明をさせていただきましたけれども、資料5にありますように、今般この中にワーキング・グループを調査会に設置をすることができるということと、そのワーキング・グループの座長は会長が指名するという条文を加えさせていただきたいと考えております。

なお、本専門調査会と同じく男女共同参画会議の下に設けられている専門調査会に基本問題・影響調査専門調査会がございすけれども、こちらでは従来からワーキング・グループを設けて審議を行っておりまして、運営規則にもワーキング・グループを設置できるという規定がございす。

今回の資料5の案文につきましては、新設の条文を第6条とするということも含めまして、その基本問題・影響調査専門調査会の運営規則と平仄をとったものとしております。

この資料5の一部改正案をお認めいただけることを前提といたしまして、資料6では防災・復興ワーキング・グループの設置を提案させていただいております。

資料6でございすが、昨年12月にこの監視専門調査会で取りまとめていただきました、防災・復興についての意見におきましては、政府に対して数々の取組を求めています。ワーキング・グループは、これらの取組状況のフォローアップを行うことを目的とするということを考えてございす。

構成につきましては、本専門調査会の委員の中から、資料6の別紙の「防災・復興ワーキング・グループ 委員名簿」に記載されてございすが、この5名の方に御就任いただくことではいかがかと考えてございす。また、ワーキング・グループの座長につきましては、監視専門調査会の会長が指名することとしております。

また、運営でございすけれども、ワーキング・グループの運営につきましては、監視専門調査会運営規則に準じるものとして、これにより難しい場合には、座長がワーキング・グループの意見を聞いて取り扱いを定めることとはどうかと考えております。

なお、本日の配付資料の中で、参考資料の一番最後に参考資料5を配布しております。これは「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」でございす。12月に監視専門調査会でまとめた意見の中では「男女共同参画の視点からの震災対応マニュアル」という名称で、その時点では内閣府において作成中であると記載されていたものですが、今般このような形で完成をして、本日、公表させていただいたものでございまして、参考までに配布をしております。

以上でございす。

○鹿嶋会長 今から、具体的な審議に移ります。監視専門調査会の運営規則の一部改正等について皆様にお諮りしますが、その前に今までの事務局の説明について、質問等がありましたら、どうでしょうか。御意見でも結構ですが、よろしいですか。

それでは、議事を先に進めます。

当面のスケジュールですが、次回6月24日の調査会では、審議の入り口として、内閣府

から各府省の取組状況の概要を説明して報告してもらいます。事務局においては、最終見解の各項目について、関係府省に対して取組状況の報告を求めるようにしてください。

そして、次々回以降の会合で、関係府省から担当者に出席していただいて、それぞれの取組について説明をしていただくことを考えております。

最終見解の内容は多岐にわたっており、関係府省も多いために全ての項目について全ての関係府省からヒアリングをすることは、時間の関係もありましてなかなか難しい状況です。

ヒアリングを行うべき項目、府省については、委員の皆様から意見がありましたら、事務局に提出してください。それを踏まえまして、次回にヒアリングをする府省や項目の案を提示したいと考えておりますが、それでよろしいかどうか。

時間の制約からヒアリングをできない府省については、必要に応じて資料の提出等を要請することで対応したいと思っております。

今まで説明したことについて、御意見や質問等があれば、お伺いしたいのですが、どうでしょうか。御意見、質問、ございますか。今説明した内容で進めていって、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、次の防災・復興の関係ですが、事務局からの説明にもありましたとおり、ワーキング・グループの設置に当たっては、監視専門調査会運営規則にワーキング・グループを置くことができる旨の規定を盛り込む必要がございます。ワーキング・グループは人数を若干絞った構成にしてはどうかと考えています。この専門調査会の下に置かれるものですので、その取りまとめは専門調査会に報告していただいて、委員全員で改めて報告を審議するという形をとりたいと思っております。

そのような前提で、資料のとおり運営規則を改正するとともに、防災・復興ワーキング・グループを設置したいと考えておりますが、これについては、そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、当面の審議のスケジュール、運営規則の一部改正、防災・復興ワーキング・グループの設置については、事務局案のとおりといたします。

ワーキング・グループの座長は、会長が指名することになっております。座長につきましては、専門調査会との十分な連携を図る観点から、この専門調査会会長代理の廣岡委員にお願いしたいと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

ワーキング・グループにおける具体的な審議の進め方やスケジュール等は、この会議の後に開かれるワーキング・グループでの会合でお決めいただければと思います。

最後に、資料7について、事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 資料7について、御説明をいたします。こちらの7ページまでが「第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」でございまして、8ページからは「第3次男女共同参画基本計画における参考指標の動向」というものになっております。

第3次男女共同参画基本計画では、その計画を実効性のあるアクション・プランとするために、15の重点分野におきまして、そこに掲げる具体的な施策を実施することによりまして、政府全体で達成を目指す水準として成果目標という数値目標を掲げております。この数値目標は、計画全体では全部で82項目が設定されております。

参考指標についてですけれども、こちらは各重点分野に関連しまして、男女共同参画社会形成の状況を把握する上で重要な指標として、内閣府においてその推移を定期的にフォローアップして結果を公表するとされたものでございまして、こちらは161の指標となっております。

資料7は、これらの3次計画で定められました成果目標、参考指標の現在の最新値を取りまとめたものでございます。赤字で記載された数値が今回たくさんありますが、これらは前回の調査会に報告をした後に更新された数値です。

具体的には、前回は昨年11月の監視専門調査会で報告をしておりますので、それ以降に更新された数値ということとなっております。今回は更新された数値が非常に多くなっています。これは前回から半年を経過しているということと、この数値の元になる統計が、年の初めや年度の初めに公表されることが多いということにもよるものでございます。

今回このような形で資料を付けさせていただいておりますけれども、今後は更新される数値が少なくなるということもありますので、事務局といたしましては、この成果目標、参考指標の動向につきましては、今後はおおむね3カ月に1度程度の更新とさせていただきまして、その都度御報告をさせていただければということを考えてございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 資料7について、御意見とか質問とかございますか。どうぞ。

○二宮委員 成果目標ということで、平成26年、27年の期限設定のものも幾つか見られる状況の中で、この監視専門調査会は、この状況をフォローアップしていくということが目的であるとするならば、ぎりぎりになってもまだかなり達成状況が危ないということであれば、言葉は悪いのですけれども、尻をたたく必要等が出てくるはずですよ。

その意味でいえば、今までのように単に報告を受けているだけではなくて、目標達成年やその前年に向けて実際どういう形で強化して目標に近づけようとしているのか、どういう取組をしても変わらなかったのか、これからどういう方向で検討しようとしているのか、そういうことも含めて資料等で情報提供していただければ、議論ができるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 そうですね。今、二宮委員がおっしゃったように、どのような理由からなぜ達成できないかなど、事務局で細かな理由を把握できますか。大丈夫ですか。

○三上調査課長 各省から集めているデータ等もありますので、個別に相談をしてみたい

と思います。

○鹿嶋会長 ただ、おっしゃるとおり、そういうものまできめ細かくやっていく必要はあるかもしれませんね。

他に御意見等々はございませんか。くるみんマークは随分増えましたね。

実効性を担保するためにこういう数値目標を第3次基本計画で掲げて、定期的に見ているわけですから、今、二宮委員がおっしゃったようなことをどの程度までできるか、まだ各府省との調整が必要ですが、ぜひやっていきたいと思っております。

成果目標の進捗状況の監視というのは、監視専門調査会の重要な任務ですので、事務局はお手数ですが、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事は以上です。最後に事務局から連絡があれば、お願いします。

○中野渡補佐 本日は、御熱心に調査、審議いただきまして、ありがとうございます。

監視専門調査会の毎回の議事内容につきましては、先ほどの運営規則にもございましたとおり、公開ということになってございまして、内閣府のホームページで議事要旨と議事録を公開しております。

議事要旨につきましては、各回の議事の内容をごく簡単にまとめたものでございます。こちらにつきましては、事務局で作成をいたしまして、会長の御確認を経た後に速やかに公表させていただくということにしております。

議事録でございますけれども、本日の会合の場での各委員の皆様の発言内容、事務局の発言内容も含めて、逐語的にまとめたものでございます。こちらにつきましては、事務局で作成した案を、本日御出席の委員の皆様に御確認いただきまして、その後、会長の御確認を経たものを公表させていただきます。御確認のお願いにつきましては、後日、メールにより行わせていただきます。

次回の監視専門調査会でございますけれども、6月24日の月曜日の午後3時から5時までの予定で、場所は本日と同じこの会場、内閣府本府庁舎3階特別会議室で開催させていただきます。

なお、先ほど設置を御決定いただきました防災・復興ワーキング・グループの第1回会合をただ今から10分後に、引き続きこの会議室で開催をさせていただきたいと思っております。ワーキング・グループの委員の方につきましては、引き続き御出席をお願いいたします。

ワーキング・グループの座席につきましては、現在の座席とは変わりますので、お席の移動をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、監視専門調査会の第18回会合を終了いたします。

今日は、皆さん、どうもありがとうございました。